



みのお地域クラブの制度及び 参入手続について

令和8年1月・2月 箕面市教育委員会事務局

部活動地域展開について

■部活動地域展開(部活動改革)とは

部活動地域展開は、「今の部活動をそのまま民間事業者に委託する」ということではありません。これまで教員が運営してきた「部活動」の維持・運営が困難になっている現状を踏まえ、部活動を地域の多様な主体が運営・活動する地域クラブ活動に展開していくことをさします。

改革の 理念等

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、**全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備**
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出**

スポーツ庁・文化庁『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』の概要』より抜粋

■認定地域クラブ活動

認定制度

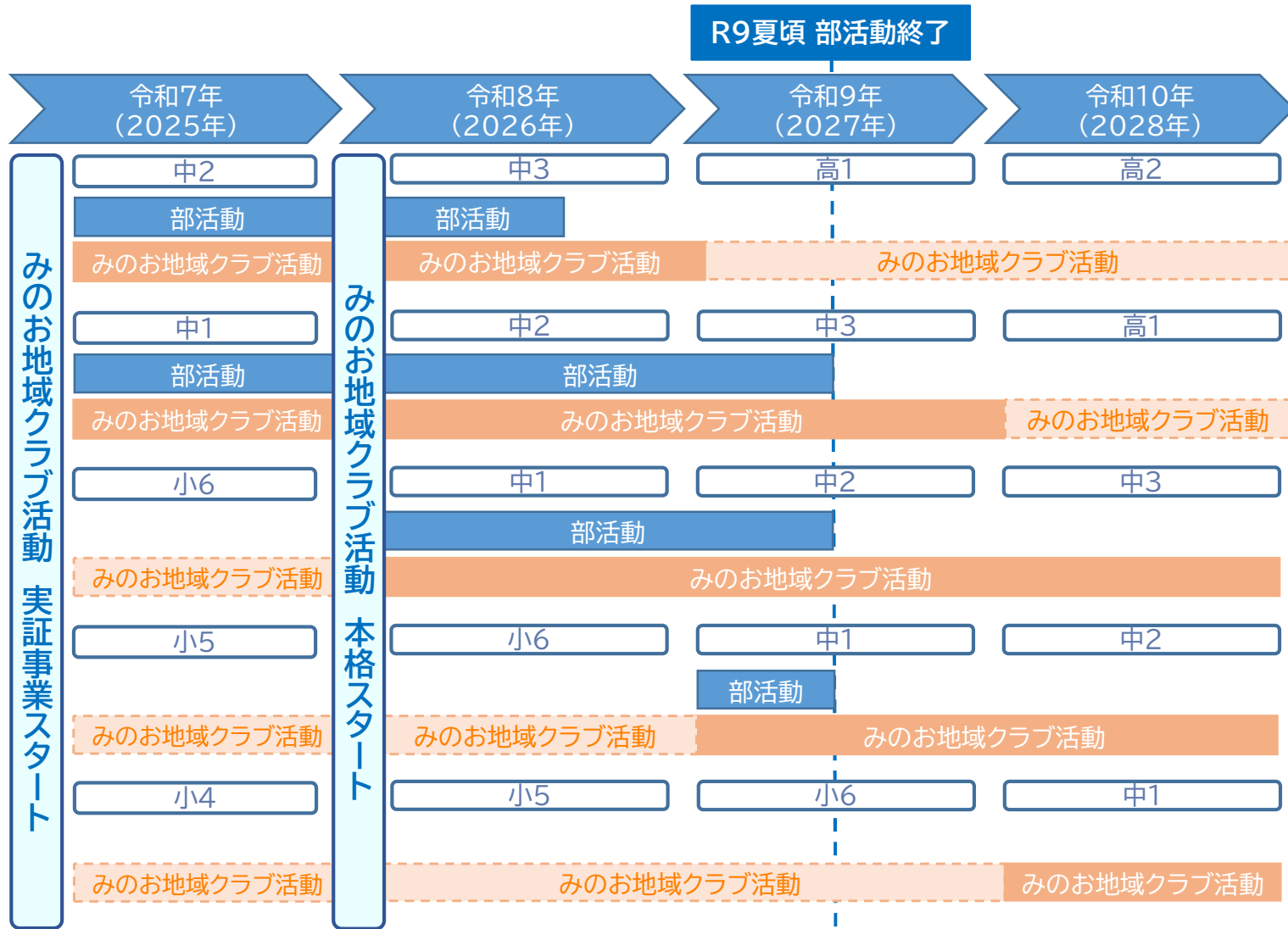
競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や質の担保等のため、**国が定めた要件等に基づき、市町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み**を構築

【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等
【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか） / 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携

スポーツ庁・文化庁『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』の概要』より抜粋

- ◆ 本市でも、国が定める認定要件を基本に、箕面市教育委員会としての認定要件を定め、地域クラブ活動の認定を行います。箕面市教育委員会が認定した活動を「**みのお地域クラブ活動**」、みのお地域クラブ活動を実施するクラブを「**みのお地域クラブ**」と呼称します。
- ◆ 「みのお地域クラブ活動」は、部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動を行う、箕面市教育委員会が認定した公的な活動と位置づけられます。箕面市としても「みのお地域クラブ活動」を支援していきます。
- ◆ 箕面市教育委員会は、みのお地域クラブとして認定された団体が適切に運営・活動しているかについて確認し、必要に応じて指導・助言を行います。

箕面市における地域展開スケジュール



※ 小学生や高校生も対象の地域クラブもあるため、中学生年代以外の「みのお地域クラブ活動」は点線で表記しています。

「みのお地域クラブ活動」のイメージ

学校

教員が指導する
クラブ (※)

プロコーチが
指導する
競技性の高い
クラブ

市立
体育館

放送や映像など
キャリア教育にも
繋がる活動を行う
クラブ

地域の少年団
のような
クラブ

民間の
施設

街なかにある
習い事のような
クラブ

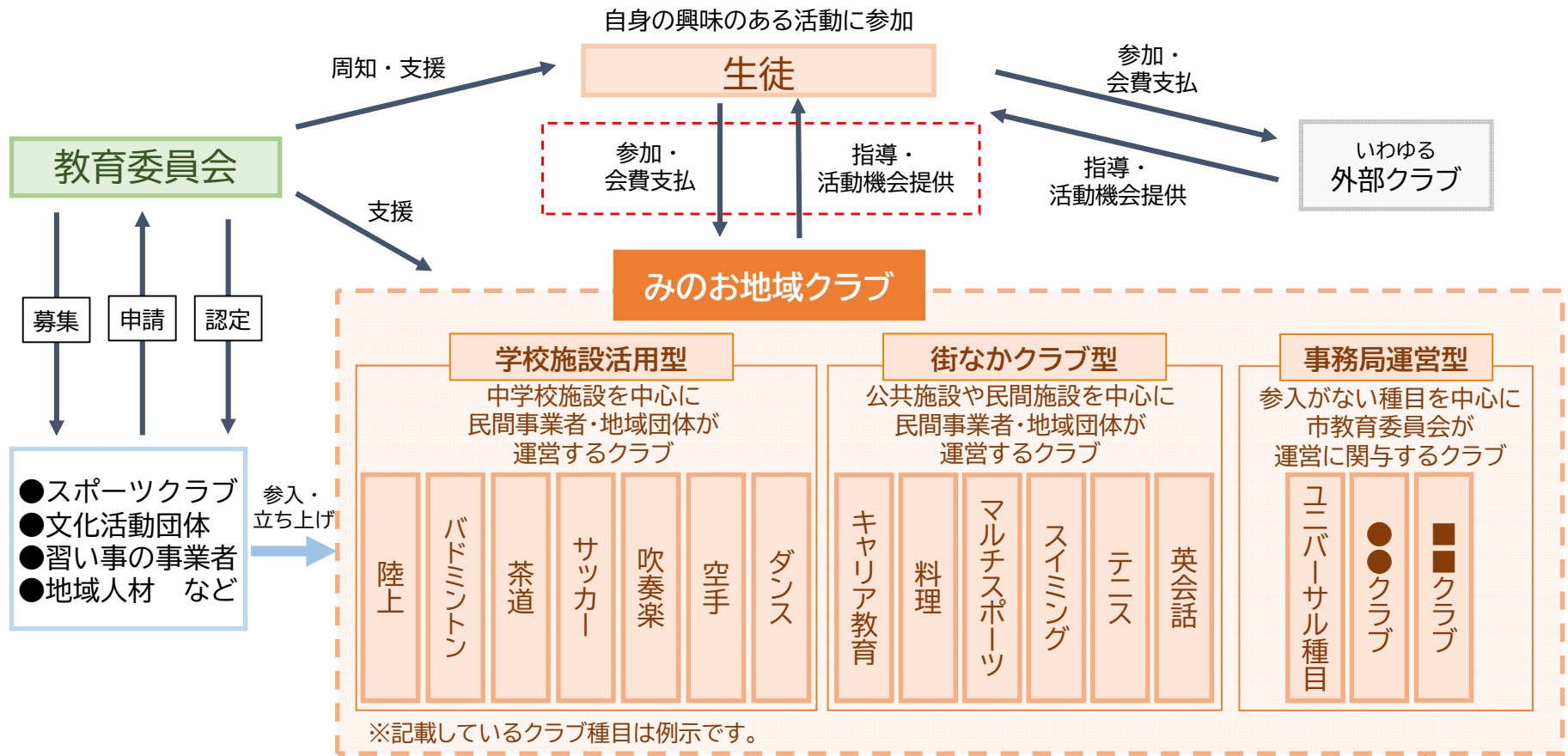
料理や写真など
余暇を充実させる
ような活動を行う
クラブ

吹奏楽や美術
などの
文化活動を行う
クラブ

生涯学習
センター

(※) 教員は、自らが希望する場合のみ、兼職兼業の許可を受けて報酬を得て、地域クラブとして指導にあたります。

みのお地域クラブの全体像



※みのお地域クラブ活動は、既存の部活動にある種目かどうかは問わず、子ども達の多様なニーズに対応するため、幅広い活動を対象とします。

本市にゆかりのある
スポーツチーム
【サンバーズ・ガンバ大阪・
エヴェッサ・岩谷産業】

イベント的に
協力

支援① クラブの立ち上げ・参入に対する金銭的補助(R9.3までで最大1年間)

概要

みのお地域クラブの参入・新規立ち上げを促進するため、新たにみのお地域クラブとして登録されたクラブに対して、クラブの運営に必要な経費の一部について補助を行います。

■補助金の額

- 補助金の受給は、**原則1度限り**で、補助期間は**半年間**です。
- 補助金は以下の費目を対象に、みのお地域クラブに要した費用の実費額を補助します(ただし上限額あり)。
 - ①指導人材に対する謝金及び保険料
 - ②試合、大会等への参加に係る指導人材の交通費(公共交通機関に限る)
 - ③消耗品費(物品単価が20,000円未満のものに限る。)
 - ④印刷製本費
 - ⑤施設使用料(賃料等は除く。)
 - ⑥雑役務費(振込手数料等)
 - ⑦研修・講習・資格取得に関する費用
 - ⑧その他教育長が必要と認める経費(事前に協議したものに限る。)

■補助金の上限額

- 概ね週1回(半年で20~40回)の活動 : **204,000円**まで
- 概ね週2回(半年で41~61回)の活動 : **384,000円**まで
- 概ね週3回(半年で62回以上)以上の活動: **558,000円**まで

■補助金を受ける上での注意点(一部抜粋)

- 毎月の活動状況について、翌月10日までに活動状況報告書の提出が必要となります。
- 補助金を請求する際にその額を証明する書類(領収書等)が必要です(原則、事後払いとなります)。
- 市教育委員会の許可を得て、指導人材1名体制で指導する団体は、補助上限額は1/2となります。

■補助期間の延長

以下のクラブについては、**1度に限り、補助期間を6ヶ月延長します(最大1年間)**。

月会費制のクラブ : 補助開始後5ヶ月目の末日時点で、箕面市立中学校の生徒が5人以上在籍しているクラブ

都度払い制のクラブ : 補助開始後5ヶ月目の活動について、箕面市立中学校の生徒が平均5人以上参加しているクラブ

※補助金はみのお地域クラブの認定申請とは別に申請が必要です。

支援② 会費に対する支援(R8年度中)

概要

月額2,000円まで、保護者に対して会費にかかった費用を補助します。

■補助金の額

- みのお地域クラブ活動にかかった会費について、保護者に対しての補助を行います。
- 補助の金額は、会費実費額で月2,000円/人を上限とします。
- 外部チームやスクール等の会費は補助の対象外とします(みのお地域クラブの会費のみが対象)。

■補助金の受け取り方法(予定)

- 補助の対象期間は4～8月、9～12月、1～3月の3回です(学期ごと)。
- それぞれの補助期間終了後に、保護者から市教育委員会に直接申請してもらいます。
- 保護者は、各クラブから発行された会費の領収書を添えて、補助を申請します。
- 申請書類の審査後、保護者に対して補助金を振り込みます。

※各クラブは領収書の発行を行う必要があります。

※各クラブに対して、当該生徒の在籍確認を行う場合がありますのでご協力をお願いします。

支援③ 中学校・小中一貫校施設の利用支援

概要

- ✓ 中学校・小中一貫校のグラウンド・音楽室などが利用できるようになります。
- ✓ 中学校・小中一貫校施設の先行予約及び施設使用料・照明代・空調代を免除します。

■新たな施設の利用開始

- ・ グラウンドや音楽室、多目的室などについてもご利用いただけます(みのお地域クラブの希望を聞き取り、市教育委員会が学校と随時調整します)。
 - ・ グラウンドも使えるようになります。また、各校に可動式の投光器を設置する予定です。
- ※グラウンドについては、明かりや騒音の観点から、全校原則20:00までの利用を想定しています。
また、近隣住民に配慮した活動をお願いいたします。

■中学校・小中一貫校施設の先行予約と利用料等の免除

- ・ みのお地域クラブの希望を聞き取り、市教育委員会が施設を先行予約します(4ヶ月前の予約)。
- ・ みのお地域クラブであれば、施設を利用する際に発生する施設使用料・照明代・空調代は免除します。

【施設予約のルール】

- ・ 1週間で4コマまで先行予約可能です。団体間で希望日程が重なった場合は、市教育委員会にて調整します。
- ・ 体育館と運動場は、現在の部活動と同様に『半面利用』を基本とします。ただし利用当日にもう半面が空いている場合は全面利用していただけます(他にも、活動種目や施設の構造によっては、安全性を考慮し、教育委員会の判断で全面利用とする場合があります)。また、中学生が16名以上在籍(会費の発生)している場合、全面利用で施設予約を行います。
- ・ 2コマを消費し、全面予約することはできません。
- ・ 同じ種目のみのお地域クラブが既にその学校で活動している場合、違う学校での施設利用をお願いする場合があります。
- ・ 1団体が複数の学校での活動を希望しても、原則、こちらでの先行予約は行いません。ただし、従来からの経過や、その種目の特徴など、個別の事情によって、例外的に先行予約を行う場合もあります。
- ・ その他、部活動や学校行事との調整等により、上記のルールによらない場合も発生します。

※投光器の設置、施設使用料等の免除は、議会の議決前提となります。

支援④ みのお地域クラブの情報提供

概要

学校を通じたみのお地域クラブの情報提供や箕面市ウェブサイトでの情報発信を行います。

■情報発信

- みのお地域クラブの情報が、中学生に確実に届くよう、学校を通じてみのお地域クラブを周知します。

5. 市教育委員会からの情報公開

(1) 生徒等やその保護者に対する周知

市教育委員会は、生徒等が自身の興味関心に応じたみのお地域クラブ活動を選択することができるよう、生徒等及びその保護者に対して、みのお地域クラブに関する次の情報を公開します。

- ア 地域クラブの名称及び代表者氏名
- イ 活動種目
- ウ 在籍している指導者の数
- エ 対象学年または対象年齢
- オ 定員
- カ 会費・保険料・支払方法等
- キ 主な活動場所
- ク 主な活動時間や活動頻度
- ケ 指導者資格・指導者歴等の情報
- コ 申し込み方法
- サ 体験のルール
- シ 大会/発表会等への参加方針や活動実績
- ス その他必要な情報

(推進計画より抜粋)

箕面市の部活動地域機関 令和7年10月6日更新

学校部活動から「みのお地域クラブ活動」へ

箕面市では、令和9年度の中学3年生（9年生）の部活動の引退をもって部活動を終了します。部活動終了後も、子ども達がやりたいと思う活動ができるように、まずは土日を中心に、「みのお地域クラブ」による活動をスタートしました。

令和7年度 みのお地域クラブ一覧

種目	対象	学年	団体の名称	活動日時	会場	会費（円）	定員
歌奏楽	男子・女子	小4～高3	『フレモモ』 ユース・アンサンブル	土日どちらか1日 2時間程度	五中 音楽室	500円/月	50名
ダンス	男子・女子	小5～中3	UMD中学校ダンスクラブ	土10:00～11:30	一中 多目的室	500円/回	なし
バスケットボール	男子・女子	中学生	TEAM GALT	土3:30～11:30	五中 体育館	500円/回	男子40名 女子20名
バスケットボール	男子・女子	小4～中3	Fees	日9:00～12:00	二中 体育館	2,000円/月	男子50名 女子30名
バスケットボール	男子・女子	中学生	新緑の丘 BLUES	土14:00～17:00	新緑 体育館	無料	男子20名 女子10名
バレーボール	男子	中学生	箕面WEST	土14:30～17:30	三中 体育館	2,000円/月	40名
バレーボール	女子	中学生	止々呂美クラブ	水16:00～17:00 日13:00～16:00	とどろみの森学園 アリーナ	2,000円/月	24名程度
バレーボール	女子	中学生	箕面AST	土3:20～11:20	六中 体育館	2,000円/月	40名
フルコンタクト 空手	男子・女子	小1～中3	箕田空手道空手道 協会 箕田支部	土9:00～12:00	とどろみの森学園 アリーナ	5,500円/月	50名
フルコンタクト 空手	男子・女子	小4～中3	美談会 井上道場	水19:00～21:00 土18:00～21:00	カサ 体育館(水) 西中 体育館(土)	2,000円/月	50名
伝統空手	男子・女子	小1～高3	箕田空手道協会	土13:00～16:00	とどろみの森学園 アリーナ	3,000円/月	30名
陸上競技	男子・女子	小5～中3	箕田 トータルスポーツ	土14:30～17:00	新緑の丘学園 女子グラウンド	2,000円/月	100名程度
陸上競技	男子・女子	中学生	箕面AC	土13:00～16:00	五中 運動場	無料	なし
硬式テニス	男子・女子	小4～中3	PACON MIINA	土10:00～14:00または 11:30～14:30 (夜間活動)	一中 テニスコート	2,000円/月	男子40名 女子40名
硬式テニス	男子	中学生	とどろみの森クラブ	土9:00～12:00	とどろみの森学園 テニスコート	無料	24名
バドミントン	男子・女子	中学生	箕田 BLAZE BROS	土14:10～16:00	六中 体育館	2,000円/月	60名
マルチスポーツ	男子・女子	小1～高3	箕田南コミネボ	主に日曜日で 2時間程度	六中 体育館・運動場 大塚の家	300円/回	40名
ソフトボール	女子	小4～中3	エルフリード エンジェルズ	日9:00～12:00	五中 運動場	1,000円/月	20名
卓球	男子・女子	中学生	とどろきの森球部 少年部	土10:00から1日 2時間程度	とどろみの森学園 アリーナ	無料	30名
ハンドボール	男子・女子	小4～中3	エスボール 箕面FC	日9:00～12:00	五中 体育館	無料	50名

※学年毎に異、各クラブ異なる可能性があります。
※会費の他に、年間1,000円程度の保険加入費が必要となります。また、大会参加がある場合は大会参加費が発生します。

(R7年度 全生徒に配布したクラブ一覧)

認定要件などについて

■ 認定の要件

- みのお地域クラブ推進計画の「3-(1)みのお地域クラブ活動の認定要件(計画P8)」、「3-(2)みのお地域クラブ活動における安心・安全の取組方針(計画P8)」を参照
- 原則、すべての要件を満たす必要があるが、一部要件については経過措置を設定(計画P13)

■ 認定期間

- 認定期間は3年間(認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末)とする。

■ 指導助言

- 以下に該当する場合は、みのお地域クラブに対し、必要な指導助言等を行います。
 - 「認定要件」を欠くに至ったと認めるとき
 - みのお地域クラブ活動における安心・安全の取組方針が遵守できていないとき
 - 法令又は規約等に違反していると認めるとき
 - 運営が著しく適正を欠くと認めるとき

■ 認定の取消

- 次のいずれかに該当するときは、認定を取り消します。
 - 不正な手段等により認定を受けたとき
 - 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
 - 地域クラブ活動の実施主体等から認定取消の申出があったとき

* みのお地域クラブの認定が取り消された場合、中学校施設の利用等、みのお地域クラブであることを理由に行われている公的支援については、認定取消と同時に中止します。

指導者の登録制度

■指導者登録制度の概要

- ・みのお地域クラブ活動では、箕面市が定める研修を受講し、市教育委員会に登録された指導人材が活動に携わる必要があります。
- ・ただし、令和8年度については経過措置の対象とします。

■指導者の登録要件

- ① 中学生年代を対象とし、部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者であること。具体的には箕面市教育委員会が定める研修を受講した者であること。
- ② 暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- ③ 以下のいずれにも該当しない者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 暴力団或いは暴力団員をはじめとする反社会勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ・ 過去に、暴言・暴力、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

■指導者登録手続

- ① 箕面市教育委員会に対して、登録申請書と誓約書(「申請書類等」と言う。)を提出します。
- ② 箕面市教育委員会が申請書類等を確認し、要件を満たしている場合には、申請者に対して研修の受講案内を送付します。
- ③ 受講後、指導者として登録されます。

■その他

- ・ 指導者登録の有効期間は4年間とします。
- ・ 不適切行為等が確認された場合、登録取消等の措置を講じます。

※R8年度は経過措置対象です。研修準備が整い次第、周知いたします。

Q&A

Q 国が示す会費(参加費)の目安はいくらなのか。その金額に合わせないと認定が受けられないのか。

A 国は「休日に週1日・月4日程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度を参加費のイメージとする。ただし、これはあくまでイメージであり、地域の実情や、実施回数、実施体制、競技種目等の特性などの実態を踏まえ、例えば、月額数百円程度や月額4,000円程度とすることなども含め、多様な設定があり得る。」としています。

各クラブの会費については、その種目や活動回数、指導者の性質(指導で生計を立てているかどうか)によっても当然変わってくるものと考えているため、箕面市では一律の会費上限は設定しませんが、認定要件にもあるとおり、国が示す目安額を踏まえた会費設定をお願いいたします。

なお、国が示す目安額は、保護者・市民にも周知するとともに、各クラブが設定する会費が国が示す目安と大きく乖離している場合は、収支計画書等を確認しながら、会費設定の理由をヒアリングさせていただく場合があります。

Q 箕面市内に居住する生徒(中学生)を主な対象とするのであれば、他市の中学生は参加できないのか。

A 現時点では、「他市町村の学校でチラシを配る」など、他市町村の生徒を積極的に集めるような“募集行為”は行わないでください。ただし、口コミや生徒間のつながりなどをきっかけに、他市の生徒が参加することまでを否定するものではありません。

なお、活動場所やそのクラブの経過から、他市町村の中学生に対しても募集を行う必要がある場合は、その理由や必要性をヒアリングして個別に判断させていただきます。

Q&A

Q

「原則として、複数の指導人材が活動に携わること」とは、見守りスタッフを含めて2名体制でもいいのか。

A

構いません。

事故防止や暴力・暴言等の不適切な行為の防止を図るため、18歳以上のスタッフ、または保護者が合わせて2名以上が活動場所にいるよう、体制を整えてください。

なお、怪我をする可能性が低い文化系の活動などは、市教育委員会の承諾を得た場合に限り、指導人材1名体制での活動を認めますが、指導人材が1名体制の団体については、「クラブの立ち上げ・参入に対する金銭的補助」の上限額が半額になる旨、あらかじめお知りおきください。

Q

小学生や高校生、大人も一緒に活動するが、問題ないか。

A

一緒に活動しているのであれば、問題ありません。

ただし、「小学生の練習場所を確保するためにみのお地域クラブになる」など、みのお地域クラブ活動の本来の趣旨に合致しない活動は認めません。

具体的には「一つのグラウンドで小学生と中学生が恒常的に別々の活動を行っている」など、多世代の取組となっていない場合などが考えられます。

Q&A

Q

認定要件に「公表すること」「情報開示が適切に行われていること」という記載があるが、具体的にはどのようにすればよいか。

A

各団体が開催する総会などで、保護者(生徒)に公表・開示してください。ホームページを開設しているクラブについては、そちらに掲載いただくことについてもご検討をお願いいたします。

Q

急遽の練習中止などの連絡のために、中学生とのLINEグループを作り、そこでやりとりしてもよいですか？

A

LINEグループに中学生を招待したり、指導者と中学生とで個別に連絡を行うことは、トラブル発生の原因や第三者から予期せぬ疑念を持たれる可能性もあるため、控えてください。LINEに限らず、スポーツクラブ用のアプリケーションなどもそうですが、連絡・情報発信をするためにSNS等を活用する場合、保護者のみとそのグループに参加することが望ましいです。

LINEでの情報発信をする場合でも、公式LINEアカウントを用い、クラブからの情報発信のみとするなど、トラブルを未然に防ぐための手法をご検討ください。

Q&A

Q 「クラブの立ち上げ・参入に対する金銭的補助」は、半年後にまとめて振り込まれるということでしょうか？

A ご認識のとおりです。
また、この補助金は「半年間の活動」に対して補助を出すものであるため、例えば補助対象期間内(半年の内)にみのお地域クラブとしての活動をやめた場合、「半年間の活動ができていない」ということとなり、補助金のお支払いはできません。
なお、市教育委員会とクラブとの協議の結果、市教育委員会が個別の事情があると認める場合には概算払い(事前の仮払い)を行う場合もあります(原則、事後払いです)。

Q 補助が終わった後の運営が不安です。令和9年度も金銭的な支援はありますか？

A 申し訳ございませんが、令和9年度以降の支援の有無はわかりかねます。
みのお地域クラブ活動は、「会費収入によるクラブの運営」がベースとなることから、令和8年度中に市の補助がなくなる場合も想定した運営体制の構築をお願いいたします。
令和9年度以降の国の補助制度や、市長が公約に掲げている習い事代補助などの動向を注視し、みのお地域クラブ活動をサポートできるよう努めていきます。